昭和62年 4月 1日制 定 令和 6年 2月 8日最近改正

(目 的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第39条に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な事項を定める。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状の種類(教科)及び開設学部学科は、次のとおりとする。

免許状の種類(教科)	開設学部学科		
中学校教諭一種免許状(社会)	法学部法律学科 経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース		
中学校教諭一種免許状(保健体育)	スポーツ科学部スポーツ科学科		
高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	法学部法律学科		
高等学校教諭一種免許状(公民)	法学部法律学科 経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース		
高等学校教諭一種免許状(保健体育)	スポーツ科学部スポーツ科学科		

(基礎資格・最低修得単位数)

第3条 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、次の表に定める基礎資格を備え、かつ、最低修得単位数を修得しなければならない。

		大学における最低修得単位数			
免許状の種類(教科)	基礎資格	教科及び教科の指導法に関 する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する 科目等	
中学校教諭一種免許状(社会)			4	2.1	
中学校教諭一種免許状 (保健体育)			4	3 1	
高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	学士の学位を有すること	2 4			
高等学校教諭一種免許状 (公民)	]		1 2	2 7	
高等学校教諭一種免許状 (保健体育)	]				

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修)

第4条 第2条に掲げる免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(以下「免許法」という。)施行規則第66条の6に定める科目の単位として、それぞれ以下の単位を修得しなければならない。

1018/85/80%				
学部・学科	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関 する科目又は情報機器の操作
法学部法律学科	「憲法概論」(2単位)	「健康・スポーツ実習 I 」 (1単位) 「健康・スポーツ実習 II 」	「英語表現 I 」「英語表現 I 」「ドイツ語表現 I 」「ドイツ語表現 I 」「ドイツ語表現 I 」「フランス語表現 I 」「中国語表現 I 」「中国語表現 I 」「韓国語表現 I 」「韓国語表現 I 」(各 1 単位)のうち同一言語 2 科目 2 単位	「コンピュータ・リテラシー I」 (1単位) 「コンピュータ・リテラシーII」
経済経営学部 経済経営学科 経済と社会コース		(1単位)	「英語表現 I 」 (1 単位) 「英語表現 II 」	(1単位)
スポーツ科学部 スポーツ科学科			(1単位)	

令和6年度以降入学者に適用

(教科及び教科の指導法に関する科目の履修)

第5条 第2条に掲げる免許状を取得しようとする者は、学則第31条に定める授業科目のうち、免許状の種類により次に掲げる教科及び教科の指導法に関する科目について、24単位以上を修得しなければならない。

中学校教諭一種免許状・社会

法学部法律学科(令和6年度以降入学者適用)

※〇は必修科目

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目		本学で修得すべる	き科目(単位数)		各群最低必要 単位数
		〇日本史概論A	(2)	○日本史概論B	(2)	
第1群	日本史・外国史	〇外国史概論A	(2)	〇外国史概論B	(2)	8
		政治外交史	(2)			
第2群	<b>ル田労 /ル計ナ</b> 会よ、 \	〇地理学概論A	(2)	〇地理学概論B	(2)	6
弗 2 杆	地理学(地誌を含む。)	〇地誌学概論	(2)			б
		〇法学入門A	(2)	〇法学入門B	(2)	
		憲法概論	(2)	民法概論	(2)	
		刑法概論	(2)	商法概論	(2)	
	「法律学、政治学」	行政法概論	(2)	憲法(基本的人権) A	(2)	
第3群		憲法(基本的人権) B	(2)	憲法(統治機構) A	(2)	6
歩 3 杆		憲法(統治機構) B	(2)	民法(総則) A	(2)	0
		民法(総則)B	(2)	国際公法	(2)	
		国際私法	(2)	国際関係論	(2)	
		〇政治学概論	(2)	政治過程論	(2)	
		日本政治論	(2)			
		○社会学概論	(2)	マクロ経済学Ⅰ	(2)	
第4群	「社会学、経済学」	ミクロ経済学 I	(2)	国際経済学I	(2)	2
		国際経済学Ⅱ	(2)	法社会学	(2)	
第5群	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	(2)	〇倫理学概論	(2)	2
	「台子、冊理子、示教子」	法哲学	(2)			2
	各教科の指導法(情報通	○社会科教育法	(2)	〇社会科・地歴科教育法 I	(2)	
第6群	信技術の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅱ	(2)	〇社会科・公民科教育法 I	(2)	1 0
	日文州の泊用で占む。)	○社会科・公民科教育法Ⅱ	(2)			

経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース (令和6年度以降入学者適用) ※○は必修科目

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目	本学で修得すべき科目(単位数)			各群最低必要 単位数	
第1群	日本史・外国史	〇日本史概論 A 〇外国史概論 A	(2) (2)	○日本史概論 B ○外国史概論 B	(2) (2)	8
第2群	地理学(地誌を含む。)	〇地理学概論 A 〇地誌学概論	(2) (2)	〇地理学概論B	(2)	6
第3群	「法律学、政治学」	〇法学入門 A 政治学概論 民法(債権各論) A 会社法(機関)B		〇法学入門B 国際関係論 会社法 (機関) A	(2) (2) (2)	4
第4群	「社会学、経済学」	〇経済学の基礎 (マクロ編) 社会学概論 財政学 I	(2)	○経済学の基礎 (ミケロ編) 国際経済の基礎 財政学 II	(2) (2) (2)	4
第5群	「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学概論	(2)	〇倫理学概論	(2)	4
第6群	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	○社会科教育法 社会科・地歴科教育法 II 社会科・公民科教育法 II		社会科・地歴科教育法 I 社会科・公民科教育法 I	(2) (2)	8

高等学校教諭一種免許状・地理歴史

法学部法律学科(令和6年度以降入学者適用)

※〇は必修科目

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目	本学で修得すべき科目(単位数)			各群最低必要 単位数	
第1群	日本史	○日本史概論 A 古代・中世日本史 法史学 A 経済史 II	(2) (2) (2) (2)	○日本史概論 B 近現代日本史 経済史 I	(2) (2) (2)	4
第2群	外国史	○外国史概論 A 西洋史 ○政治外交史	(2) (2) (2)	○外国史概論 B 東洋史 法史学 B	(2) (2) (2)	6
第3群	人文地理学・自然地理学	〇人文地理学 〇地理学概論 A	(2) (2)	〇自然地理学 〇地理学概論 B	(2) (2)	8
第4群	地誌	〇地誌学概論	(2)			2
第5群	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	〇社会科・地歴科教育法 I	(2)	○社会科・地歴科教育法 II	(2)	4

高等学校教諭一種免許状・公民

法学部法律学科(令和6年度以降入学者適用)

※〇は必修科目

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目		本学で修得すべる	5科目(単位数)		各群最低必要 単位数	
		〇法学入門A	(2)	〇法学入門B	(2)		
		○憲法概論	(2)	〇民法概論	(2)		
		○刑法概論	(2)	商法概論	(2)		
	「法律学(国際法を含	〇行政法概論	(2)	憲法(基本的人権) A	(2)		
第1群	む。)、政治学(国際政治	憲法(基本的人権) B	(2)	憲法(統治機構) A	(2)	1.6	
<b>新</b> 「什	を含む。)」	憲法(統治機構) B	(2)	民法(総則) A	(2)	1.0	
	æ ፭ ሆ 。/]	民法(総則)B	(2)	商法総則·商行為法	(2)		
		国際公法	(2)	国際私法	(2)		
		〇政治学概論	(2)	○国際関係論	(2)		
		政治過程論	(2)	日本政治論	(2)		
		○社会学概論	(2)	マクロ経済学Ⅰ	(2)		
第2群	「社会学、経済学(国際経	ミクロ経済学 I	(2)	国際経済学I	(2)	2	
弗 2 杆	済を含む。)」	国際経済学Ⅱ	(2)	財政学I	(2)	2	
		財政学Ⅱ	(2)	法社会学	(2)		
等 2 群	「哲学、倫理学、宗教	哲学概論	(2)	○倫理学概論	(2)	2	
第3群	学、心理学」	法哲学	(2)			2	
άπ α π¥	各教科の指導法(情報通	〇社会科・公民科教育法 I	(2)	○社会科・公民科教育法 II	(2)		
第4群	信技術の活用を含む。)					4	

経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース (令和6年度以降入学者適用) ※○は必修科目

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目		本学で修得すべる	き科目(単位数)		各群最低必要 単位数
第 1 群	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	〇法学入門 A 〇政治学概論 民法(債権各論) A 会社法(機関) B	(2) (2) (2) (2)	○法学入門B ○国際関係論 会社法(機関)A	(2) (2) (2)	8
第2群	「社会学、経済学(国際経 済を含む。)」	○経済学の基礎 (マクロ編) ○国際経済の基礎 マクロ経済学 I ミクロ経済学 I 財政学 I 国際経済学 I 現代金融論	(2) (2) (2) (2) (2) (2)	○経済学の基礎(ミケル編) 社会学概論 マクロ経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ 財政学Ⅱ 国際経済学Ⅱ 市場と企業の理論	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	8
第3群	「哲学、倫理学、宗教 学、心理学」	○哲学概論	(2)	〇倫理学概論	(2)	4
第4群	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	〇社会科・公民科教育法 I	(2)	○社会科・公民科教育法 II	(2)	4

科目群	免許法による教科及び教 科の指導法に関する科目		本学で修得すべる	き科目(単位数)		各群最低必要 単位数
第 1 群	体育実技	専門実技 (ジョギング・ウォーキング) 〇専門実技 (水泳) 〇専門実技 (器械運動) 〇専門実技 (パレーボール) 専門実技 (アクア・マリンスポーツ) 〇専門実技 (柔道)	(1) (1) (1) (1) (1)	○専門実技(体つくり運動) ○専門実技(陸上競技) ○専門実技(サッカー) 専門実技(バスケットボール) ○専門実技(ダンス)	(1) (1) (1) (1) (1)	8
第2群	「体育原理、体育心理 学、体育経営管理学、体 育社会学、体育史」・運 動学(運動方法学を含 む。)	スポーツ文化論 〇運動学	(2) (2) (2) (2) (2)	スポーツ・マネジメント 〇スポーツ哲学 〇スポーツ社会学 スポーツ人類学 発育・発達とスポーツ	(2) (2) (2) (2) (2)	1 0
第3群	生理学(運動生理学を含む。)	○トレーニングサイエンス ○スポーツ測定法 II ○スポーツ栄養学	(2) (2) (2)	○運動生理学 ○スポーツ生理学 運動処方論	(2) (2) (2)	10
第4群	衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救 急処置を含む。)	<ul><li>○衛生学・公衆衛生学</li><li>○救急処置法</li></ul>	(2)	○学校保健	(2)	4
第6群	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	○保健体育科教育法 I 保健体育科教育法Ⅲ	(2) (2)	○保健体育科教育法 II 保健体育科教育法 IV	(2) (2)	中8 高6

### (大学が独自に設定する科目の履修)

- 第6条 大学が独自に設定する科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目若しくは教育の基礎的理解に関する科目等について、併せて中学校教諭一種免許状4単位、高等学校教諭一種免許状12単位以上を修得しなければならない。
- 2 法学部法律学科においては、前項で規定する単位に、次の各号に定める大学が独自に設定する科目の必修科目の単位を含めなければならない。
- (1) 中学校教諭一種免許状・社会 〇1、〇2、〇3、〇4
- (2) 高等学校諭一種免許状・地理歴史 〇1、〇2、〇4
- (3) 高等学校諭一種免許状・公民 〇3、〇4

(令和6年度以降入学者適用)

※〇は必修科目

科目名(単位数)				最低必要単位数	備考
教育と文化	(2)	生涯学習論	(2)	中学校教諭一種免許状 4	道徳教育の理論と方法は高等
教育と法	(2)	教育学演習 I	(2)	高等学校教諭一種免許状 12	学校教諭一種免許状のみ履修
教育学演習 Ⅱ	(2)	道徳教育の理論と方法	(2)		できる
〇1教科内容指導論(歴史)	(2)	○2教科内容指導論(地理)	(2)		教科内容指導論(歴史)、教
○3教科内容指導論(公民)	(2)	〇4教材開発と指導(社会地歴公民)	(2)		科内容指導論(地理)、教科
					内容指導論(公民)、教材開
					発と指導(社会地歴公民)は
					法学部法律学科のみ履修でき
					<b></b>

# (教育の基礎的理解に関する科目等の履修)

第7条 教育の基礎的理解に関する科目等については、次に掲げる単位を修得しなければならない。なお、中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「道徳教育の理論と方法」及び 「教育実習Ⅱ」を必ず履修し、単位を修得しなければならない。

## 令和5年度以降入学者適用

## ※〇は必修科目

免許法による教育の基礎的理 解に関する科目等		各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	備考
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	〇教育学概論	(2)	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職論	(2)	
第三欄	教育の基礎的理解	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応 を含む。)	〇教育制度論	(2)	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む
<b>第二</b> 懒	に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程	〇教育心理学	(2)	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒	〇特別支援教育I	(1)	
		に対する理解	〇特別支援教育Ⅱ	(1)	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
		道徳の理論及び指導法	〇道徳教育の理論と方法	(2)	中学校教諭一種免許状のみ
		総合的な学習(探究)の時間の指導法	〇総合的な学習の時間の指導	(2)	
		特別活動の指導法	○特別活動の指導	(2)	
25 m +88	道徳、総合的な学習の時間等の指導	教育の方法及び技術	〇教育の方法と技術(情報通信技術の活用含む)	(2)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を 含む
第四欄	法及び生徒指導、 教育相談等に関す	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	る科目	生徒指導の理論及び方法	〇生徒指導	(2)	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法	〇教育相談	(2)	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	〇進路指導	(2)	
Inn	教育実践に関する	教育実習	○教育実習 I (事前事後の指導を含む。) ○教育実習 II	(3) (2)	教育実習Ⅱは中学校教諭一種免許状のみ
第五欄	科目	学校体験活動	学校体験活動	(2)	中学校教諭一種免許状のみ
		教職実践演習	〇教職実践演習(中・高)	(2)	
合計単位数			中31		
口訂甲世級	•			高27	

中31とは1種類の中学校教諭一種免許状を取得する場合に必要な単位数。 高27とは1種類の高等学校教諭一種免許状を取得する場合に必要な単位数。

#### (教職課程履修費)

第8条 教職課程を履修する者は、教職課程履修費を予め納付しなければならない。

2 前項の教職課程履修費の納付については、別に定める。

#### 附目

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

平成2年4月1日一部改正。ただし、平成2年3月31日以前の入学生については、第2条を除きなお従前の例による。

平成6年4月1日一部改正。ただし、平成2年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成7年4月1日一部改正。ただし、平成7年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成9年4月1日一部改正。ただし、平成9年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成12年4月1日一部改正。ただし、平成12年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成13年4月1日一部改正。ただし、第5条における表中、現代文化学部比較文化学科平成12年度入学生の適用を除き、平成13年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成14年4月1日一部改正。ただし、第3条及び第7条における表中、高等学校一種免許状・情報取得に関する適用を除き、平成12年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。また、第5条における表中、高等学校一種免許状・情報取得に関する適用を除き、平成13年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。ただし、法学部法律学科、経済学部経済学科及び経済学部経営情報学科の平成16年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成18年4月1日一部改正。ただし、文化情報学部知識情報学科の平成18年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成19年4月1日一部改正。ただし、経済学部経済学科及び経済学部経営情報学科の平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成21年4月1日一部改正。ただし、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成22年4月1日一部改正。ただし、平成22年3月31日以前の入学者については、な お従前の例による。

平成23年4月1日一部改正。ただし、平成23年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成25年4月1日一部改正。ただし、平成25年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成26年4月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。ただし、平成27年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成30年4月1日一部改正。ただし、平成30年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成31年4月1日一部改正。ただし、平成31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成32年4月1日一部改正。ただし、平成32年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和3年4月1日一部改正。ただし、令和3年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和4年4月1日一部改正。ただし、令和4年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定にかかわらず令和5年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。